

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

1) 集落人口と世帯数

屋久島町における集落別人口と世帯数の状況は、表 3.2-1 に示すとおりである。令和 2 年 3 月 31 日現在における屋久島町の人口は 12,053 人、世帯数は 6,485 世帯であり、対象事業実施区域が位置する小瀬田集落の人口は 415 人、世帯数は 223 世帯となっている。

表3.2-1 屋久島町における集落別人口・世帯数の状況

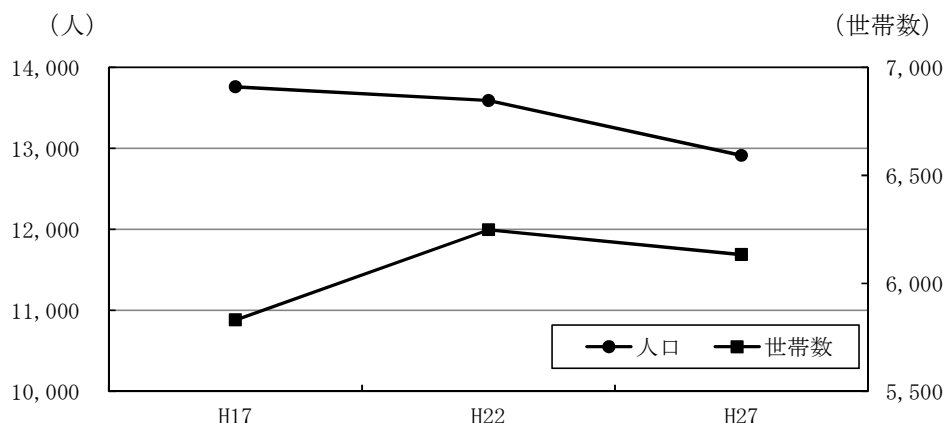
集落名	世帯数	人口	集落名	世帯数	人口
長峰	214	395	松峯	256	273
小瀬田	223	415	安房	535	977
楯川	53	107	春牧	467	916
楠川	227	417	平野	140	266
宮之浦	1,443	2,845	高平	84	159
志戸子	177	317	麦生	172	300
一湊	342	562	原	225	447
吉田	87	149	尾之間	406	710
永田	241	405	小島	90	190
本村	50	80	平内	331	649
湯向	8	10	湯泊	112	189
永久保	80	137	中間	116	204
船行	147	261	栗生	259	443
合 計				6,485	12,053

備考：令和 2 年 3 月 31 日 現在

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

2) 人口、世帯数の推移

屋久島町における平成 17 年、22 年及び 27 年の人口推移の状況は、図 3.2-1 に示すとおりである。世帯数は増加及び停滞しているものの、人口は減少傾向にある。



出典：統計屋久島町(令和元年度版)

図3.2-1 屋久島町における人口と世帯数の推移

(2) 産業

1) 産業構造

屋久島町における平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別従業者数は表 3.2-2 に示すとおりである。宿泊業・飲食サービス業が多く、次いで卸売業・小売業，医療・福祉と，第 3 次産業の占める割合が高くなっている。

表3.2-2 屋久島町における産業別従業者数の状況

業種		従業者数(人)
第一次産業	農業	563
	林業	90
	漁業	118
	小計	771
第二次産業	鉱業	3
	建設業	497
	製造業	495
	小計	995
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	31
	情報通信業	21
	運輸業・郵便業	275
	卸売業・小売業	820
	金融業・保険業	67
	不動産業・物品賃貸業	78
	学術研究専門・技術サービス業	62
	宿泊業・飲食サービス業	1,040
	生活関連サービス業・娯楽業	415
	教育・学習支援業	401
	医療・福祉	672
	複合サービス業	116
	サービス業(他に分類されないもの)	327
	公務	387
	小計	4,712
分類不能	7	
総数	6,485	

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

2) 農業の状況

屋久島町における平成 27 年 2 月 1 日現在の農家数の状況を表 3.2-3 に、経営耕地面積の状況は表 3.2-4 に示すとおりである。総農家数 665 のうち自給的農家が 284 で最も多く、販売農家の中では専業農家が最も多い。経営耕地面積は、樹園地が最も多く、総経営耕地面積の 64.5%を占めている。

表3.2-3 屋久島町における農家数の状況

農家種		農家数
総農家数		665
自給的農家		284
販売農家	専業農家	220
	兼業農家	
	第1種兼業農家	27
	第2種兼業農家	134

出典：鹿児島県統計年鑑(鹿児島県，平成 30 年)

表3.2-4 屋久島町における経営耕地面積の状況

耕地種	経営耕地面積 (アール)	農家数
田	4,752	71
畑	12,075	153
樹園地	30,532	347
総数	47,359	571

出典：鹿児島県統計年鑑(鹿児島県，平成 30 年)

3) 漁業の状況

周辺自治体における平成 25 年 11 月 1 日現在の漁業経営体数，就業者数及び漁船数は，表 3.2-5 に示すとおりである。屋久島町の漁業経営体数は 91 経営体，漁業就業者数は 142 人となっている。

表3.2-5 屋久島町における漁業の状況

経営体数(経営体)	個人	89
	会社	2
	総数	91
就業者数(人)		142
漁船隻数(隻)	船外機付漁船隻数	5
	動力漁船隻数	91
	総数	96

出典：鹿児島県統計年鑑(鹿児島県，平成 30 年)

4) 工業の状況

屋久島町における平成 29 年 6 月 1 日現在の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 3.2-6 に示すとおりである。屋久島町の事業所数は 22、従業者数は 429 人となっている。

表3.2-6 屋久島町における工業の状況

事業所数	22
従業者数(人)	429
製造品出荷額(万円)	1,090,837

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

5) 商業の状況

屋久島町における平成 26 年 7 月 1 日現在の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の状況は、表 3.2-7 に示すとおりである。屋久島町の事業所数は 196、従業者数は 818 人となっている。

表3.2-7 屋久島町における商業の状況

事業所数	196
従業者数(人)	818
製造品出荷額(百万円)	14,292

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

6) 林業の状況

屋久島町における平成 31 年 3 月末現在の所有形態別林野面積は、表 3.2-8 に示すとおりである。合計面積のうち国有林が最も広く、また、その 75.8%を天然林が占めている。

表3.2-8 屋久島町における林野面積(ha)の状況

		国有林	町有林	私有林
立木地	人工林	8,021	469	2,545
	天然林	29,087	1,396	4,179
	小計	37,108	1,865	6,724
無立木地		11	267	174
竹林		1	95	865
その他		1,265	35	57
合計		38,385	2,262	7,820

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

屋久島町における平成29年1月1日現在の地目別民有地面積の構成は、表3.2-9に示すとおりである。屋久島町においては、山林の面積が最も多く、次いで畑、原野の順での面積が多くなっている。

表3.2-9 屋久島町における地目別民有地面積の構成

地目	面積(m ²)	構成比(%)
田	2,913,173	1.86
畑	21,974,792	14.05
宅地	4,744,155	3.03
山林	90,596,116	57.91
原野	20,838,195	13.32
雑種地	2,827,878	1.81
道路・その他	12,552,860	8.02
総数	156,447,169	100.00

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

(2) 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

土地利用基本計画は、「国土利用計画法」(昭和49年6月法律第92号)に基づき土地利用に関する個別規制法である「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月法律第58号)等に基づいた諸計画に対する上位計画として策定されている。

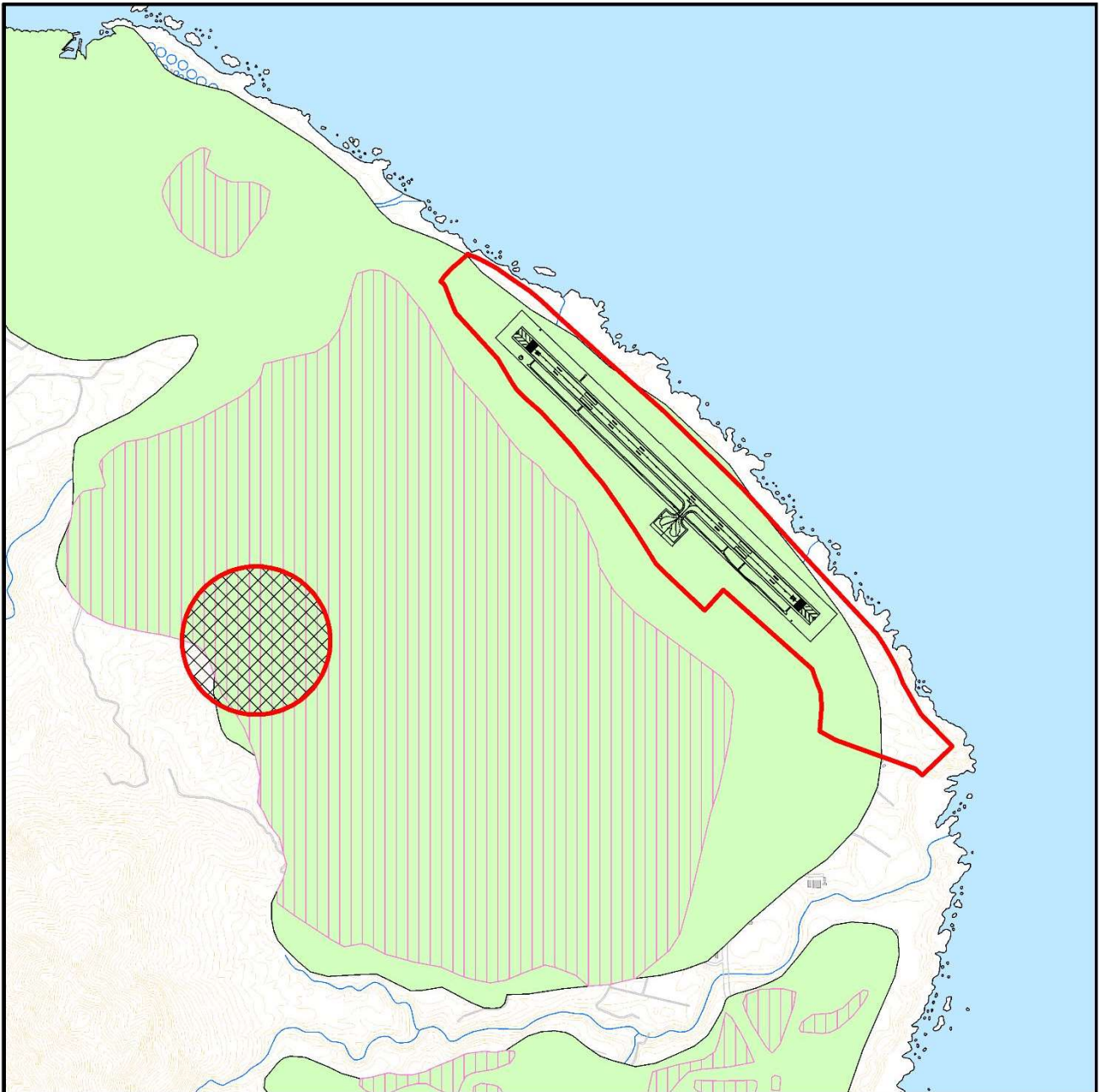
事業実施区域周辺における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況は、図3.2-2に示すとおりである。

(3) 森林法に基づく地域森林計画の状況

事業実施区域周辺における森林法第5条に基づく地域森林計画対象民有林の分布状況は、図3.2-3に示すとおりである。国または地方公共団体が、地域森林計画対象民有林において1haを超える開発行為を行う場合、林地開発許可は必要ないが、連絡調整の対象となる。

(4) 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

事業実施区域周辺における都市計画法に基づく屋久都市計画区域の状況は図3.2-4に示すとおりである。屋久都市計画区域は屋久島の南東にある安房地区及び春牧地区であり、事業実施区域周辺において区域の設定はなされていない。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 農用地区域
- 農業地域

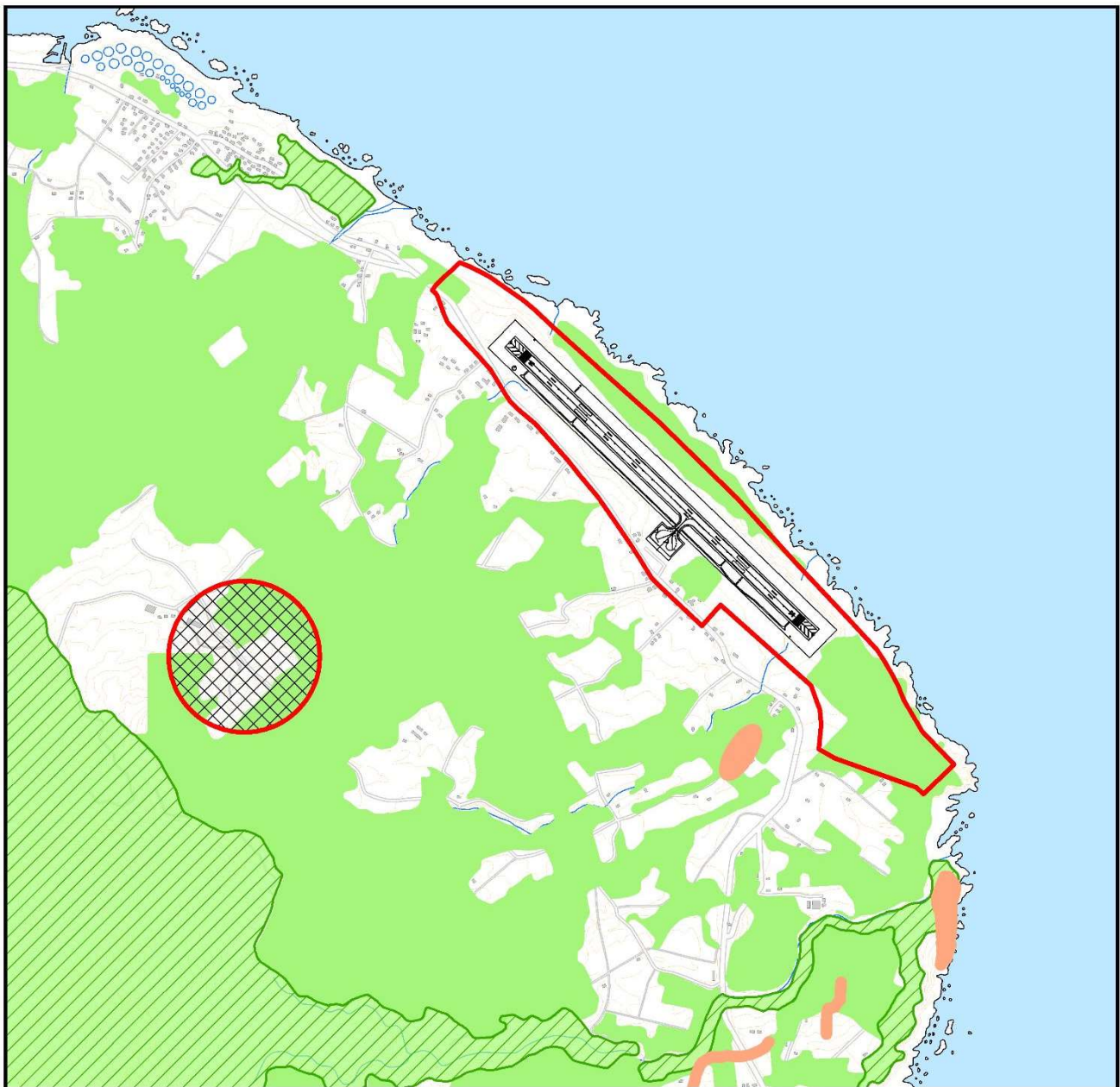
0 0.5 1 km

1:25,000



出典:LUCKY 土地利用調整総合支援ネットワークシステムより作成

図 3.2-2 土地利用計画に基づく地域地区の指定状況(農業)



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 保安林
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林

0 0.5 1 km

1:25,000



出典:鹿児島県提供資料
LUCKY 土地利用調整総合支援ネットワークシステムより作成

図 3. 2-3 森林法に基づく地域地区の指定状況

屋久都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

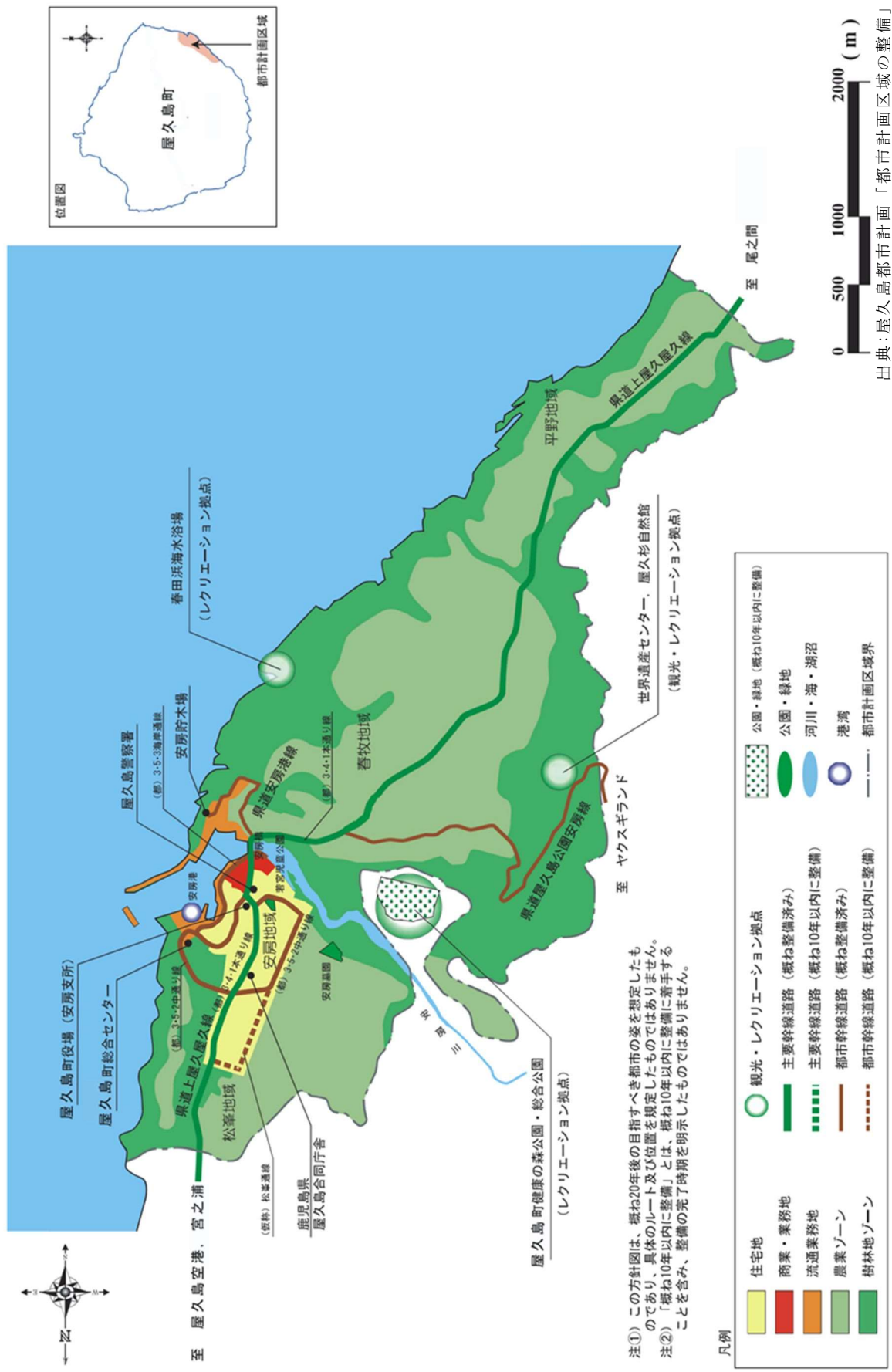


図 3.2-4 屋久都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用の状況

屋久島町における河川の利用状況は表 3.2-10～表 3.2-11 に示すとおりである。屋久島では簡易水道による給水が行われている。表流水については 27 箇所で見水されており、その取水量は 2,782,760m³ である。事業実施区域周辺における給水区域を図 3.2-5 に示す。

なお内水面漁業権は屋久島町の河川において指定されていない。

(2) 地下水の利用の状況

事業実施区域周辺における地下水利用の状況は表 3.2-10～表 3.2-11 に示すとおりである。簡易水道による給水において、地下水の取水箇所は 1 箇所であり、その取水量は 7,300m³ である。

なお、屋久島町において、地下水の揚水の規制はなされていない。

表 3.2-10 屋久島町の簡易水道利用の状況

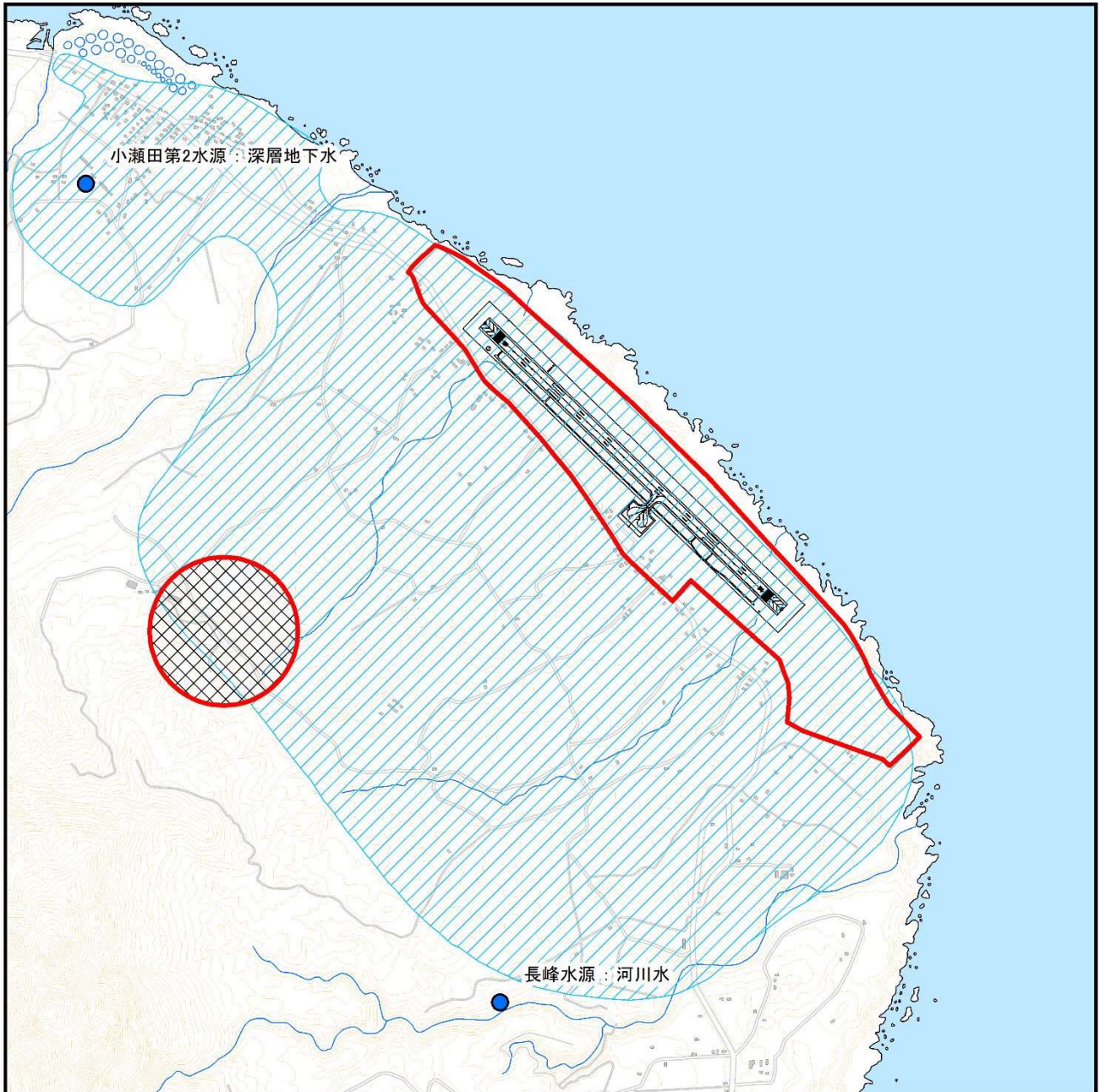
	箇所数	計画 給水 人口 (人)	現在 給水 人口 (人)	実績 年間 給水量 (m ³)	実績年間取水量				
					表流水		地下水		計
					箇所数	取水量 (m ³)	箇所数	取水量 (m ³)	取水量 (m ³)
屋久島町	12	17,290	12,409	2,521,785	27	2,782,760	1	7,300	2,790,060

出典：鹿児島県の水道（鹿児島県，平成 30 年度）

表 3.2-11 熊毛郡の工業用水利用の状況（従業員 30 人以上の事業所）

地域	事業 所数	合計 (m ³ /日)	公共水道		井戸水 (m ³ /日)	その他 (m ³ /日)
			工業用水道 (m ³ /日)	上水道 (m ³ /日)		
熊毛郡	4	8,763	—	248	1,984	6,531

出典：鹿児島県の工業（鹿児島県企画部統計課，令和元年 12 月）



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 給水区域
- 水源地

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：「屋久島町水道事業給水区域図」（屋久島町ウェブサイト）
 <<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/living/water/>>

図 3.2-5 水道事業給水区域図

(3) 海域の利用の状況

屋久島における漁港種別状況は表 3.2-12 に示すとおりである。事業実施区域周辺には小瀬田漁港(第一種漁港)が位置している。

また屋久島沿岸における漁業権の状況を表 3.2-13 及び図 3.2-6 に示す。

表3.2-12 屋久島の漁港種別状況

漁港名	種別	漁港管理者	漁業協同組合	指定年月日
志戸子	第一種	屋久島町	屋久島漁業協同組合	昭和 28 年 3 月 5 日
小瀬田				昭和 39 年 1 月 22 日
吉田				昭和 55 年 2 月 20 日
麦生				
原				
栗生				昭和 28 年 3 月 5 日
一湊	第四種	鹿児島県		

注：第一種漁港 利用が地元の漁業を主とするもの

第二種漁港 利用範囲が第一種よりも広く、第三種漁港に属さないもの

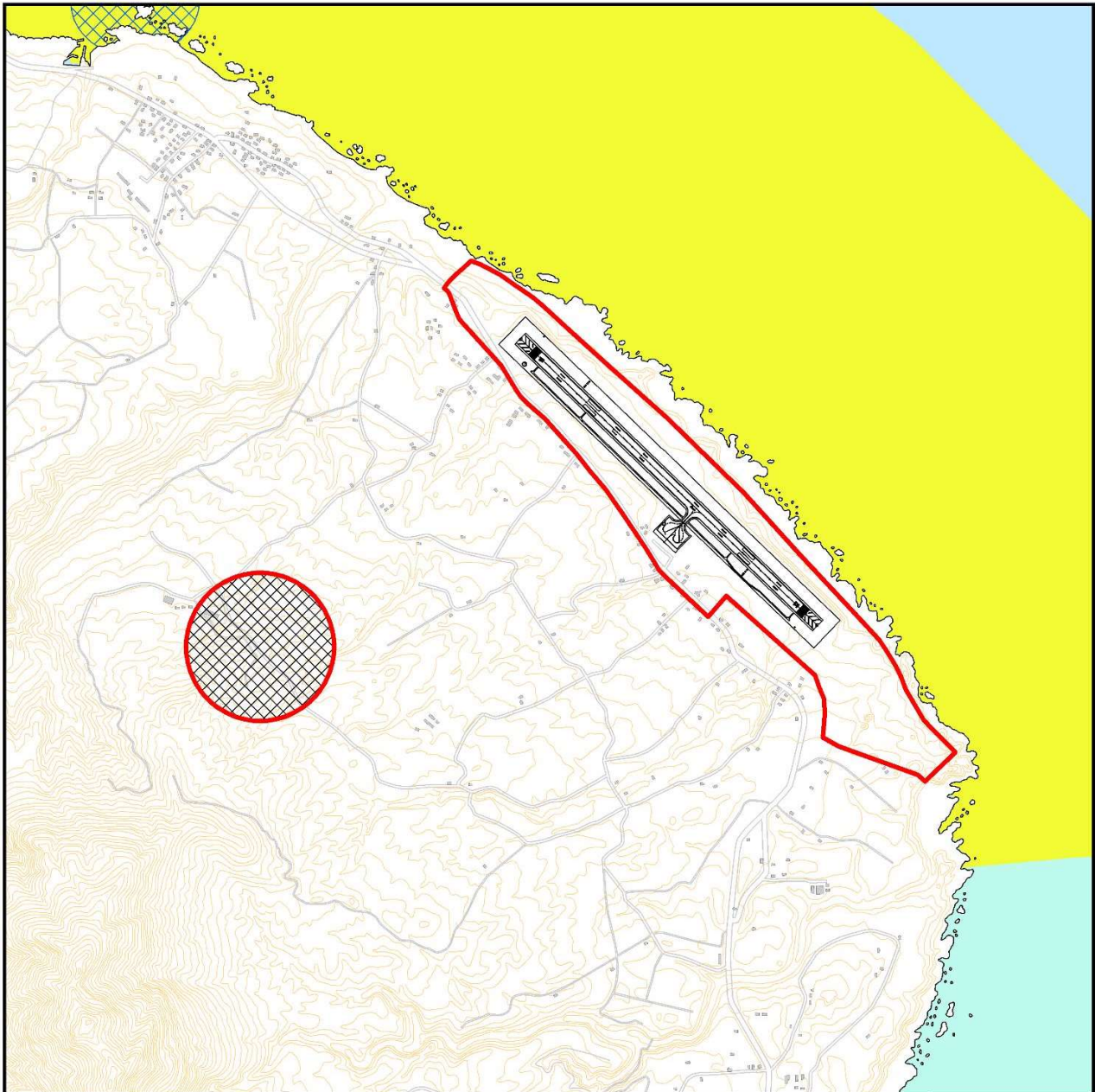
第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

出典：漁港一覧(水産庁ウェブサイト, 平成 31 年 4 月 1 日現在)

表 3.2-13 対象事業区域付近の共同漁業権の免許内容

所在地	免許番号	免許有効期間	漁業の種類	漁期	漁業の名称
鹿児島県 熊毛郡 屋久島町 (旧上屋久町)	熊共第 6 号 熊共第 7 号	平成 25 年 9 月 1 日 ～ 令和 5 年 8 月 31 日	第一種 共同漁業権	1 月 1 日～12 月 31 日	とこぶし, い せえび
			第二種 共同漁業権	1 月 1 日～12 月 31 日 (きびなご狩刺網 7 月 1 日～翌年 4 月 30 日)	いせえび稚児 建網, きびな ご狩刺網, あ さひがにかか り網, 小型定 置網



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 漁港区域(小瀬田漁港)

共同漁業権

- 熊共第6号
- 熊共第7号

0 0.5 1 km

1:25,000



出典:海上保安庁「海洋状況表示システム」
「環境アセスメントデータベース」より作成

図 3.2-6 共同漁業権位置図

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通道路の状況

屋久島における主要交通網は、図 3.2-7 に示すとおりである。主要な道路としては、屋久島を沿岸沿いに主要地方道である上屋久屋久線が環状を成しており、これに市街地を中心として一般県道等が接続している。

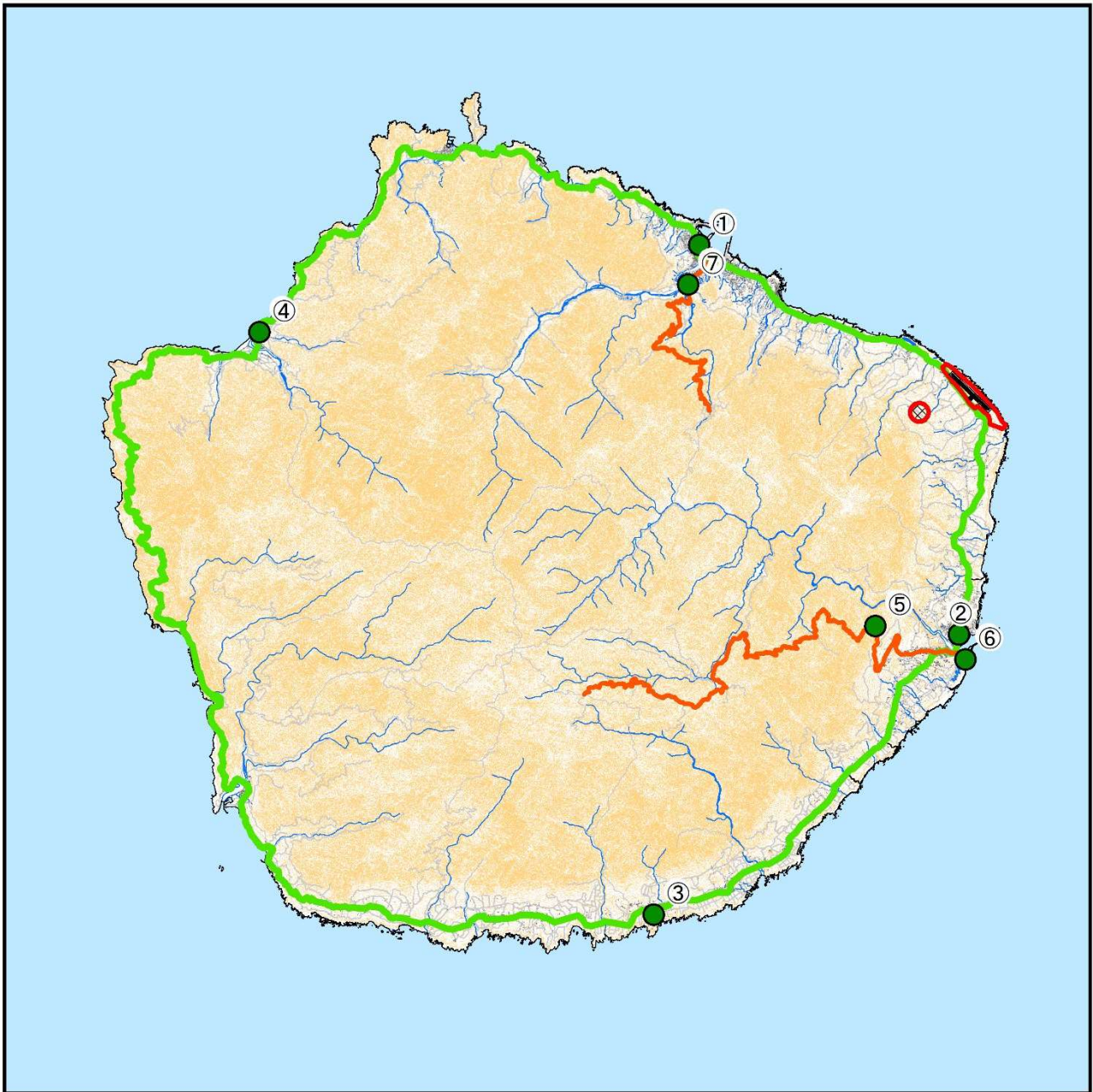
また屋久島における平成 27 年度の道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)による交通量の調査結果は、表 3.2-14 に示すとおりである。なお、表 3.2-14 における交通量の調査地点は図 3.2-7 に示す。

表3.2-14 屋久島における交通量

種類	路線名	調査地点	12 時間交通量(台)				24 時間交通量合計(台)	昼夜率(%)	H22 年 12 時間交通量(台)
			小型車	大型車	合計	大型車混入率(%)			
主要地方道	上屋久屋久線	①	4,874	458	5,332	8.6	6,665	1.25	6,113
		②	4,960	220	5,180	4.2	6,423	1.24	5,019
		③	2,588	220	2,808	7.8	3,426	1.22	2,852
	上屋久永田屋久線	④	589	51	640	8.0	768	1.20	678
一般県道	屋久島公園安房線	⑤	1,327	98	1,425	6.9	1,696	1.19	1,117
	安房港線	⑥	3,827	159	3,986	4.0	4,903	1.23	3,904
	白谷雲水峡宮之浦線	⑦	413	20	433	4.6	541	1.25	586

出典：全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省，平成 27 年度)

注：斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 交通量調査地点
- 一般県道
- 主要地方道

0 2.5 5 10
km

1:200,000



出典：全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省，平成 27 年度)

図 3.2-7 交通網及び交通量調査地点位置図

(2) 海上交通の状況

海上交通として、図 3.2-8 に示すとおり、宮之浦港及び安房港を出入港とする高速船ジェットfoil 6 隻、貨客定期フェリー4 隻が就航しており、屋久島と鹿児島県本土、種子島及び口永良部島の間を航行している(平成 31 年 3 月末現在)。

屋久島町の宮之浦港及び安房港における海上出入貨物量は表 3.2-15 に示すとおりである。平成 29 年の取扱貨物量は、宮之浦港で輸移出が約 30 万トン、輸移入が約 37 万トン、安房港で輸移出が約 2 万トン、輸移入が約 4 万トンである。

表3.2-15 屋久島町における海上出入貨物量(平成29年)

	宮之浦港		安房港	
	輸移出 (t)	輸移入 (t)	輸移出 (t)	輸移入 (t)
農水産品	5,520	5,022	65	1,666
林産品	116	982	18,050	3,951
鉱産品	992	69,095	-	15,026
金属機械工業品	10,137	5,961	365	1,204
化学工業品	29,049	47,602	5	7,001
軽工業品	8,265	9,947	87	959
雑工業品	1,493	1,516	26	291
特種品	11,949	7,377	732	5,241
分類不能	6,694	2,770	9	171
航送車両	227,260	224,410	-	-
総数	301,475	374,682	19,339	35,510

出典：統計屋久島町(令和元年度版)



出典：鹿児島県ウェブサイト「港湾位置図」

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/infra/port/kowanseibi/kouwanitizu.html>

図 3.2-8 定期航路の状況

(3) 航空交通の状況

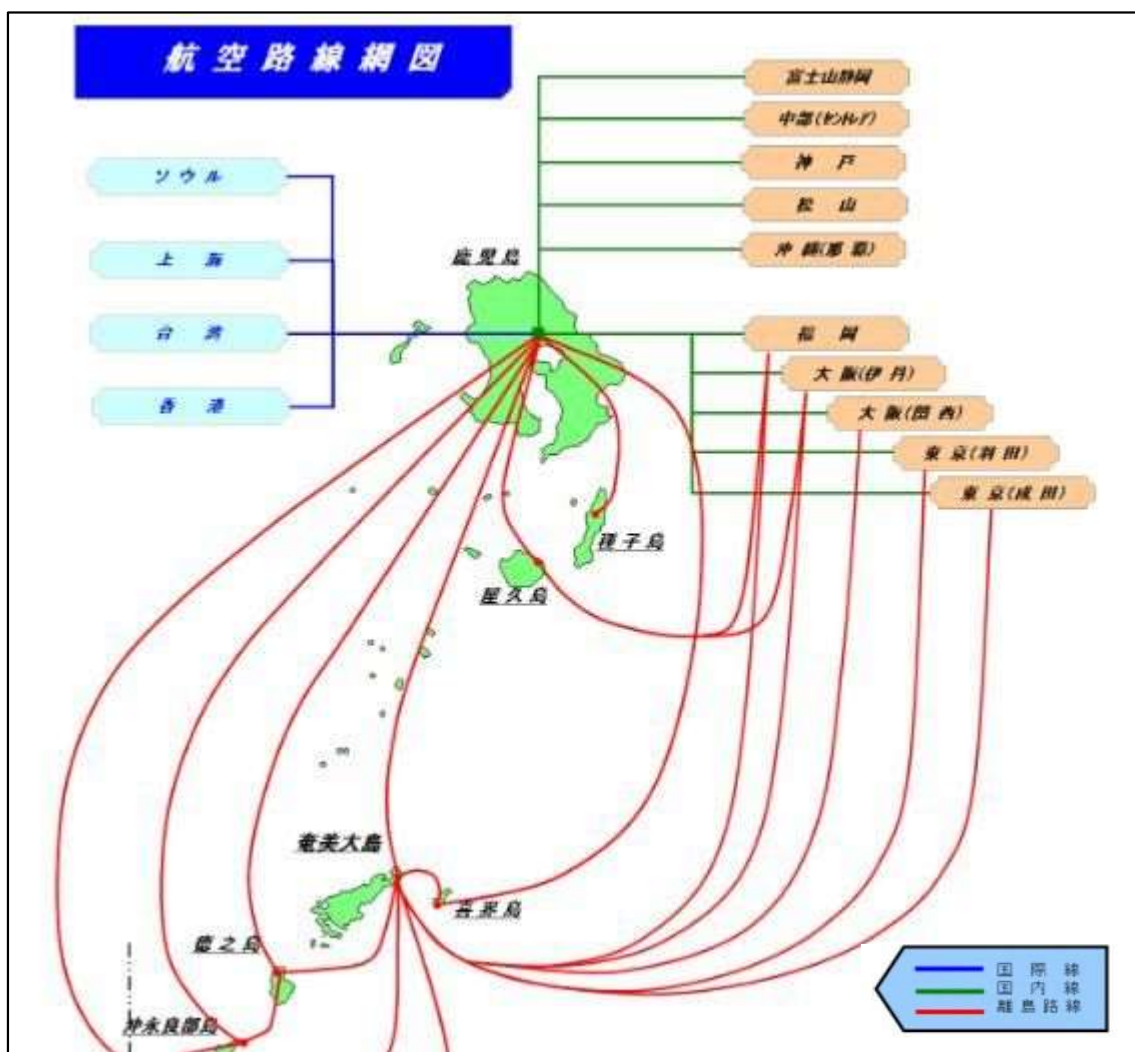
屋久島空港における乗降客数、貨物取扱量の推移は、表 3.2-16 に示すとおりである。平成 28 年度～平成 30 年度の屋久島空港における乗降客数は 84 千人～92 千人の間で変動している。

また、屋久島空港における交通路線網の状況を図 3.2-9 に示す(平成 30 年 9 月現在)。

表3.2-16 屋久島空港における航空便利用状況の推移

	乗客数 (人)	降客数 (人)	貨物(t)		郵便(kg)	
			積	降	積	降
平成 28 年度	84,288	86,290	80	49	18,174	4,931
平成 29 年度	92,092	91,703	66	43	17,527	5,720
平成 30 年度	87,416	86,419	64	41	17,047	5,520

出典：空港管理状況調査(国土交通省航空局)



出典：鹿児島県ウェブサイト「航空路線網図」

<<https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/infra/port/kuko/rosenmouzu.html>>

図 3.2-9 航空路線の状況

3.2.5 学校，病院，その他の環境保全について配慮が特に必要な施設の配置状況及び住宅の配置概況

(1) 教育施設

事業実施区域周辺における学校等の教育施設及び病院の数は表 3.2-17 に、学校の区分毎の名称一覧は表 3.2-18 に示すとおりである。

また、事業実施区域周辺における学校の位置は図 3.2-10 に示すとおりである。

表3.2-17 屋久島町における学校，病院等の施設の数

学校				病院
幼稚園 ^注	小学校	中学校	高等学校	
3	9	4	2	1

注：幼稚園に幼保連携型認定こども園は含まれない。

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

表 3.2-18 屋久島町の学校

施設	名称	位置
幼稚園	八幡幼稚園	
	永田幼児学級	
	口永良部幼児学級	
小学校	永田小学校	
	一湊小学校	
	宮浦小学校	
	小瀬田小学校	①
	安房小学校	
	神山小学校	
	八幡小学校	
	栗生小学校	
	金岳小学校	
中学校	中央中学校	
	安房中学校	
	岳南中学校	
	金岳中学校	
高等学校	屋久島高等学校	
	屋久島おおぞら高等学校	

備考：表中の位置の欄の番号は図 3.2-10 内の番号を示す。

出典：統計屋久島町(令和元年度版)

(2) 医療・社会福祉施設

事業実施区域周辺における医療・社会福祉施設の区分毎の名称一覧は表 3.2-19～表 3.2-20 に示すとおりである。

また、事業実施区域周辺における医療・社会福祉施設の位置は図 3.2-10 に示すとおりである。

表 3.2-19 屋久島町の病院，診療所

施設	名称	位置
病院	屋久島徳洲会病院	
診療所	和田医院	
	永田へき地出張診療所	
	栗生診療所	
	仲医院	
	小瀬田診療所	③
	屋久島尾之間診療所	
	口永良部へき地出張診療所	

備考：表中の位置の欄の番号は図 3.2-10 内の番号を示す。

出典：屋久島町ウェブサイト「病院・診療所」

<<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/cust-facility/tax-facility/hospital/>>

表 3.2-20 屋久島町の社会福祉施設

名称	位置	名称	位置
屋久島保健所		グループホーム 鶴と亀	②
屋久島事務所保健福祉環境課		グループホームやくしま	
屋久島町福祉事務所		なかよし保育園	
屋久島町健康増進課		安房保育園	
屋久島町福祉事務所		白百合保育園	
屋久島町総合福祉センター		屋久島町宮之浦児童館	
屋久島町北部地域包括支援センター		認定こども園ゆかり幼稚園	
屋久島町宮之浦保健センター		どんぐりの森保育園	
屋久島町南部地域包括支援センター		認定こども園すみれこども園	
屋久島町社会福祉協議会 本所		認定こども園あゆみの森こども園	
屋久島町社会福祉協議会 尾之間支所		児童デイサービス縄文	
屋久島町福祉センター「縄文の苑」		就労継続支援事業所屋久の郷	
屋久島町社協障害者居宅介護事務所「縄文の苑」		有限会社岡村ひまわりのお家	
屋久島町社協デイサービスセンター「縄文の苑」		屋久島町口永良部島へき地保健福祉館	
縄文の郷		屋久島町尾之間保健センター	
竜天園		屋久島町榊川生活館	
デイサービス 屋久の杜		屋久島町長峰生活館	④
デーサービス 安房の丘		屋久島町栗生生活館	
グループホームこもれびの杜		屋久島町永久保生活館	⑤
屋久島町社協 通所介護事務所 こまどり館		屋久島町湯泊生活館	
屋久島町総合福祉センター「こまどり館」		屋久島町吉田生活館	
社会福祉法人屋久島町社会福祉協議会 障害者居宅介護事務所こまどり館		相談支援センターやくしま	
みんなのおうち		屋久島町松峰生活館	
にじいろの樹		屋久島町福祉センター	
ミニ・デイ野の花		屋久島町平内生活館	
特定非営利活動法人サポート&ケア屋久島ミニ・デイサービス「ほほ笑み」		屋久島町老人憩いの家	
		屋久島町春牧へき地保健福祉館	
訪問看護ステーション 雲雀		-	-

備考：表中の位置の欄の番号は図 3.2-10 内の番号を示す。
出典：保健・福祉施設一覧(鹿児島県, 令和元年度)

(3) その他

住宅の配置状況は図 3.2-10 に示すとおり、事業実施区域周辺の北側には小瀬田の集落があり、県道沿いに住居が点在している。

なお、対象事業実施区域内に 10 戸程度の住居が存在している。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 小学校
- 診療所
- 福祉施設
- 住居

0 0.5 1 km

1:25,000



出典:屋久島町ウェブサイト「病院・診療所」
保健・福祉施設一覧(鹿児島県, 令和元年度)

図 3.2-10 配慮が必要な施設

3.2.6 下水道等の整備の状況

屋久島町における汚水処理施設等の整備の状況は表 3.2-21 に示すとおりである。屋久島町において下水道の整備はなされておらず、農業集落排水及び浄化槽による生活排水の処理を行っており、その普及率はそれぞれ、3.7%、74.7%であり、屋久島町全体の人口普及率は78.4%である。

表3.2-21 事業実施区域周辺の自治体における公共下水道の整備状況

住民基本 台帳人口 (千人)	汚水処理 人口 (千人)	人口 普及率 (%)	下水道		農業集落排水		浄化槽	
			普及人口 (千人)	普及率 (%)	普及人口 (千人)	普及率 (%)	普及人口 (千人)	普及率 (%)
12.3	9.6	78.4	0	0	0.5	3.7	9.2	74.7

出典：汚水処理人口普及状況(鹿児島県，平成30年度)

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制その他の状況

(1) 環境基本法に基づく環境基準

環境基本法に基づく環境基準に係る指定地域等の状況は、表 3.2-22 に示すとおりである。

表3.2-22 環境基準に係る指定地域の状況

公害防止に係る主な法令	規制内容	指定状況
		屋久島町
騒音に係る環境基準(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)	類型指定地域	×
航空機騒音に係る環境基準(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号)	類型指定地域	×

注：指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示す。

1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準を表 3.2-23 に示す。

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準を定めたものであり、事業実施区域周辺もこの基準が適用される。なお、二酸化窒素については、中央公害対策審議会の短期暴露指針において、「1 時間暴露として 0.1~0.2ppm 以下」とされている。

表3.2-23 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準値
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1 年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年間平均値が 15 μg/m ³ 以上であり、かつ 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
備考)	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることをしないよう努めることとする。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典:1.「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号, 最終改正 平成8年環境庁告示第73号)

2.「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号, 最終改正 平成8年環境庁告示第74号)

3.「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号, 最終改正 平成13年環境省告示第30号)

4.「ダイオキシン類による大気汚染, 水質汚濁及び(水底の底質の汚染を含む。)土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号, 最終改正 平成21年環境省告示第11号)

5.「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境庁告示第33号)

2) 騒音に係る環境基準

ア. 環境騒音

騒音に係る環境基準を表 3.2-24 及び表 3.2-25 に示す。

騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準である。この環境基準が適用される地域は県知事(市の区域内の地域については市長)により AA, A, B, C の類型指定がされている地域である。なお、事業実施区域周辺における騒音に係る環境基準の類型指定はなされていない。

表3.2-24 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2. AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

3. A：専ら住居の用に供される地域

4. B：主として住居の用に供される地域

5. C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考)車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行する為に必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備考)個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB 以下、夜間にあっては40dB 以下)によることができる。	

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号, 最終改正 平成24年環境庁告示第54号)

表3.2-25 騒音に係る環境基準の類型指定地域

地域の類型	該当地域
A	都市計画法の用途地域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法の用途地域のうち 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号, 最終改正 平成24年環境庁告示第54号)

イ. 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準は表 3.2-26～表 3.2-28 に示す。

なお、屋久島空港においては、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であって、離島にある飛行場である為、航空機騒音に係る環境基準は適用されない。

＜航空機騒音に係る環境基準について＞

①環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

表 3.2-26 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

注： I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典： 1. 「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号、最終改正 平成 19 年環境庁告示第 114 号)

＜達成期間等＞

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が 5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

表 3.2-27 航空機騒音に係る環境基準

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
第三種空港及びこれに準ずるもの			
第二種空港(福岡空港を除く。)	A	5 年以内	
	B		
成田国際空港		10 年以内	5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。
既設飛行場	第一種空港(成田国際空港を除く。)及び福岡空港	10 年をこえる期間内に可及的速やかに	1. 5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。
			2. 10 年以内に、62 デシベル未満とすること又は 62 デシベル以上の地域において屋内で 47 デシベル以下とすること。

(備考) 鹿児島空港は第二種空港 B、鹿屋飛行場は第一種空港に該当する。

出典： 1. 「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号、最終改正 平成 19 年環境庁告示第 114 号)

表3.2-28 航空機騒音に係る環境基準の類型指定地域(鹿児島県内)

空港・飛行場名	地域の類型	当てはめる地域
鹿児島空港 鹿屋飛行場 平成25年3月29日 鹿児島県告示第401号	I	鹿屋市及び霧島市の区域(別紙図面に示す区域に限る。以下同じ。)のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた同項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
鹿児島県告示第401号 (平成25年4月1日施行)	II	鹿屋市及び霧島市の区域のうち、類型Iを当てはめる地域以外の地域(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域又は空港敷地若しくは飛行場敷地である地域を除く。)

3) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は表 3.2-29～表 3.2-35 に示す。

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について一律に、生活環境の保全に関する環境基準は河川、湖沼及び海域ごとに水域類型別に定められている。

なお、事業実施区域周辺河川については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はなされていない。

表3.2-29 水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法, 規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし, 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては, 日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6に定める方法, 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては, 蒸留試薬溶液として, 水約200mlに硫酸10ml, リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグルセリン250mlを混合し, 水を加えて1,000mlとしたものを用い, 日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては, これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表8に掲げる方法
ダイオキシン類 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格K0312に定める方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし, 全シアンに係る基準値については, 最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは, 測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において, その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については, ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は, 規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとの和とする。</p> <p>5 ダイオキシン類の基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>6 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は, 年間平均値とする。</p>	

出典:1.「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号, 最終改正 平成31年環境省告示第46号)

2.「ダイオキシン類による大気の汚染, 水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」

(平成11年環境庁告示第68号, 最終改正 平成21年環境省告示第11号)

表3.2-30 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素 要求量 (BOD)	浮遊 物質 質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100 ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2mg/L 以上	-
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格21に定 める方法	付表9に 掲げる方 法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 若しくは光 学式センサ ーを用いる 水質自動監 視測定装置 によりこれ と同程度の 計測結果の 得られる方 法	最確数による定 量法
備考						

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 試料10ml, 1ml, 0.1ml, 0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号, 最終改正 平成31年環境省告示第46号)

表3.2-31 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く)の水生生物保全)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち, 生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち, 生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号, 最終改正 平成31年環境省告示第46号)

表 3.2-32 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びC の欄に掲げるも の	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格17に定め る方法(ただ し、B類型の工 業用水及び水 産2級のうち ノリ養殖の利 水点における 測定方法はア ルカリ性法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極若しく は光学式セン サーを用いる 水質自動監視 測定装置によ りこれと同程 度の計測結果 の得られる方 法	最確数によ る定量法	付表14に掲げる方法
<p>備考</p> <p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。</p> <p>試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a):チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml) (b):蒸留水について行なった空試験値(ml) fNa₂S₂O₃:チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価</p> <p>(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 2 水産1級 :マダイ, ブリ, ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 // 2級 :ボラ, ノリ等の水産生物用 3 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度</p>						

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号, 最終改正 平成31年環境省告示第46号)

表 3.2-33 生活環境の保全に関する環境基準(海域の窒素, 磷)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4又は45.6 に定める方法	規格46.3に定める方法
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について 行うものとする。			

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号, 最終改正 平成31年環境省告示第46号)

表 3.2-34 生活環境の保全に関する環境基準(海域の水生生物保全)

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号, 最終改正 平成31年環境省告示第46号)

表 3.2-35 生活環境の保全に関する環境基準(海域の水生生物保全)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以下
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下
測定方法	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のパンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号，最終改正 平成31年環境省告示第46号)

4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2-36 に示す。

表3.2-36 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法, 規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法, 規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし, 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては, 規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては, 規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては, 蒸留試薬溶液として, 水約200mlに硫酸10ml, リン酸60ml及び塩化ナトリウム10g溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し, 水を加えて1,000mlとしたものを用い, 規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注 ⁽²⁾ 第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては, これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		
1. 基準値は年間平均値とする。ただし, 全シアンに係る基準値については, 最高値とする。		
2. 「検出されないこと」とは, 測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において, その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は, 規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は, 規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号, 最終改正 令和2年環境省告示第35号)

5) 底質の汚染に係る環境基準

底質に係る環境基準(ダイオキシン類)を表 3.2-37 に示す。

表3.2-37 底質に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。		

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染，水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号，最終改正 平成21年環境省告示第11号)

6) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2-38 に示す。

表3.2-38 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐(りん)	検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグルセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.c(注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。	ソックスレー抽出及び高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> <p>6. 環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>	

出典 :1.「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号、最終改正 平成31年環境省告示第48号)
 2.「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号、最終改正 平成21年環境省告示第11号)

(2) 公害の防止に関する法令に基づく規制基準

公害の防止に関する法令に基づく規制基準等の指定状況は、表 3.2-39 に示すとおりである。

なお、悪臭防止法については屋久島町において一部指定があるが、事業実施区域周辺は指定されていない。

表3.2-39 公害防止に係る規制・基準の規制区域及び指定地域の状況

公害防止に係る主な法令	規制内容	指定状況	
		屋久島町	事業実施区域周辺
騒音規制法 (昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	○	○
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	○	○
	自動車騒音の限度(要請限度)	○	○
鹿児島県公害防止条例 (昭和 46 年 10 月 15 日鹿児島県条例第 41 号)	特定工場等の騒音に係る規制基準	○	○
振動規制法 (昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号)	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	×	×
	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	×	×
	道路交通振動の限度	×	×
・悪臭防止法 (昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号) ・悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 (平成 24 年 3 月 30 日鹿児島県告示第 419 号)	指定地域	○	×
工業用水法 (昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号)	指定地域	×	×
土壤汚染対策法 (平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)	指定地域	×	×
都市計画法 (昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号)	用途地域による高さ制限	×	×

注：指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示す。